

大規模盛土造成地に関するQ&A

Q1 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか？

市民の皆さまに、大規模盛土造成地が、お住まいの近くに存在するかどうかを知っていただき、災害の未然防止や被害の軽減につながることを目的としています。

Q2 大規模盛土造成地をどのように調査したのですか？

国が示す「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に基づき調査しました。具体的には、まず、所沢市全体から、台地上の平坦地、山林や原野、農地等を除外して調査対象地域を設定し、その後、新旧の地形図や空中（航空）写真等から、地形改変前後の「差分図」を作成して大規模盛土造成地を抽出し、大規模盛土造成地マップの作成を行いました。

Q3 公表されたマップに示されている箇所は、危険ということですか？

本マップは、宅地の造成前と造成後の地形図等を機械的に重ね合わせて作成しており、あくまでも大規模盛土のおおむねの位置を示したもので、盛土の危険度を示したものではありません。また、宅地造成等規制法（昭和36年）、都市計画法（昭和43年）により知事等の認可や許可を受けている大規模盛土造成地（区画整理、開発行為）は、造成工事の際に所定の安全性が確保されています。（所沢市内で、最も古い大規模盛土造成地でも昭和43年の造成です。）

Q4 もっと詳細な図面等はありませんか？

開発指導課（低層棟2階）の窓口までお越しいただければ、縮尺 1/10,000 の大規模盛土造成地マップを閲覧することができます。

Q5 大規模盛土造成地で、宅地開発や建築を行う場合、特別な手続きが必要ですか？

大規模盛土造成地に入っていることによって、造成時に特別な手続きが必要になったり、特別な条件が付いたりすることはありません。

Q6 他の県や市では、「大規模盛土造成地マップ」を公表しているのですか？

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、熊谷市、東京都、横浜市、川崎市、京都市などが公表をしています。詳細につきましては、各自治体のホームページをご覧ください。